

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社一条工務店が、熊本県菊池郡大津町において、出力最大44,976kWの太陽電池発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業は、太陽電池発電設備や調整池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行く盛土が計画されている。

今後、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

なお、本事業については、熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）に基づき方法書が作成され、公告・縦覧等を経て、熊本県知事意見が述べられている。令和2年4月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）が施行され、太陽電池発電所が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、経過措置により方法書手続きの途中で法の手続に移行したものである。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査等について

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 土地の安定性に対する影響

本事業は、太陽電池発電設備や調整池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行く盛土が計画されている。このため、本事業の実施による土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 今後の詳細計画の検討に当たっては、関係機関と十分に調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ、本事業による土地の安定性に対する影響を適切に把握できるよう追加的な調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書には、追加的な調査、予測及び評価の結果等を記載すること。
- イ 本事業の工事計画においては、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行う盛土が計画されていることから、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずること。また、評価書には、これらの環境保全措置の内容を具体的に記載すること。
- ウ 本事業は長期間の稼働が予定されていることから、造成したのり面の監視や、排水施設等の維持管理を適切に実施すること。

(2) 植物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」において絶滅危惧 I B 類として分類されているアオカズラ等の重要な植物が生育しており、本事業ではアオカズラ等の重要な植物が改変される計画となっている。このため、専門家等からの助言を踏まえ、環境保全措置を講ずるとともに事後調査を実施することにより、重要な植物に対する影響を回避又は極力低減すること。

(3) 廃棄物等について

本事業は、太陽電池発電設備や調整池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変、大量の太陽電池発電設備等の設置が計画されている。

このため、本事業の実施による廃棄物等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 発生抑制の徹底

工法の工夫等により、森林の伐採や土地の改変を可能な限り抑制すること。

イ 太陽電池発電設備の処分等

太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。